

# 富良野市情報共有と市民参加のルール条例施行規則

平成 17 年 6 月 21 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富良野市情報共有と市民参加のルール条例（平成 17 年条例第 13 号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めます。

(市の施設)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する市の施設は、市が建設する庁舎、道路、河川、公園、運動場、学校、公民館、図書館、公営住宅、保育所、水道施設、下水道施設、廃棄物処理場、研究施設及び総事業費が 5,000 万円を超える施設をいいます。

(市民政策提案手続)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、市民政策提案をしようとする市民は、市民政策提案書（別記第 1 号様式）に必要事項を記載し、市に提出しなければなりません。

(公募の手続)

第 4 条 条例第 22 条第 2 項に規定する公募についての手続は次に掲げるとおりとし、応募する者は審議会等委員申込書（別記第 2 号様式）に必要事項を記載し、市に提出しなければなりません。ただし、必要に応じ、小論文等の提出を求めることがあります。

(1) 公募の対象者は、原則として年齢は問わないこととし、その対象条件は別に定めます。

(2) 公募の期間は、やむを得ない理由がある場合を除き 1 月以上とします。

(3) 公募委員の選考は、申込書等の書類選考とし、市が決定します。

2 市は、委員の公募にあたって次に掲げる事項を条例第 9 条第 1 項に規定されているいずれかの方法で周知します。

(1) 審議会等の名称及び設置目的

(2) 申込者の資格

(3) 公募人員

(4) 選任の時期及び任期

(5) 申込方法及び申込期限

- (6) 選考方法
  - (7) 問い合わせ先
  - (8) その他必要な事項
- (公述人の公募)

第5条 公聴会において発言を希望する者は、条例第27条第1項の規定により公聴会公述申込書(別記第3号様式)に必要事項を記載し、市に提出しなければなりません。

(公述人の決定)

第6条 市は、前条の公聴会公述申込書を提出した者を公述人として決定します。ただし、公聴会公述申込書に記載された内容が、公聴会の対象となる市の仕事に関係がないときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市が公述人を決定します。
- 3 市は、前2項の規定により公述人を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知します。

(参考人の招致)

第7条 市は必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員及びその他の者を参考人として招致することができます。

(傍聴人)

第8条 公聴会を傍聴しようとする者は、公聴会の会場において、住所、氏名を受付簿に記入し、傍聴することができます。

- 2 傍聴人は、議長の指示に従わなければなりません。

(公聴会の運営)

第9条 議長は、公聴会において、市の仕事の原案に異議がある公述人から順に、その意見及び理由を発言させることができます。

- 2 公述人及び参考人は、その発言にあたっては議長の許可を受けなければなりません。この場合において、議長は、発言時間に制限を設けることができます。
- 3 議長は、傍聴人の発言を許可することができます。
- 4 議長及び参考人は、公述人及び発言を許可された傍聴人に質問をすることができます。
- 5 公述人及び発言を許可された傍聴人は、他の者に質問することができません。

6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人は、対象となる市の仕事の範囲を超えて発言することはできません。

7 公述人は、議長の承認を得て、発言に代えて書面を提出し、又は代理人に発言させることができます。

(公聴会の秩序維持)

第 10 条 議長は、対象となる市の仕事の範囲を超えて発言する者、不穏な言動をする者及び公聴会の秩序を乱す者に対して発言の中止又は退場を命ずることができます。

(調査審議会の組織及び運営)

第 11 条 条例第 33 条に規定する富良野市市民参加制度調査審議会(以下「調査審議会」といいます。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、調査審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 調査審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となります。

5 調査審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

6 調査審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

7 調査審議会の会議は、公開します。ただし、条例第 23 条第 1 項ただし書の規定に該当すると認められるときは、調査審議会に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

8 調査審議会の庶務は、総務部企画振興課において処理します。

9 前各号に定めるもののほか、調査審議会の運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(条例見直しの提案方法)

第 12 条 条例第 35 条第 2 項の規定に基づき、条例の見直しを提案しようとする市民は、条例見直し提案書(別記第 4 号様式)に必要事項を記載し、市に提出しなければなりません。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。